

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和6年2月21日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘
同 太 田 眞 奈 美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和6年1月9日から令和6年1月30日まで

3 監査の対象機関

総務部 財産管理課、
都市建設部 倉見拠点づくり課、都市整備課

4 監査の対象

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年11月30日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
 - ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
 - ・公有財産が適切に管理されているか。
 - ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
 - ・組織や運営の合理化が図られているか。
- などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査のほかヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査結果

【総務部 財産管理課】

令和5年4月に実施された庁舎消防用設備保守点検において、消火器具、自動火災報知設備、非常放送設備、連結送水管が不良判定であったが改善することなく、同年11月に実施された点検においても不良と判定されており、留意事項として指摘した。早急に改善されたい。

なお、留意事項については文書指導とし、その後の措置状況を求め、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【都市建設部 倉見拠点づくり課】

財務事務等については、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【都市建設部 都市整備課】

財務事務等については、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 意見

【総務部 財産管理課】

寄附により受け入れた物品の取得手続きについて

令和5年度に受納された寄附物件について、寄附を受け入れた各課における取得手続きを確認したところ、すべての課で物品会計規則に基づく取得手続きが行われていなかった。

今後、寄附物件に係る取得手続きが全庁で適切に行われるよう、物品会計規則を所管する会計課と連携し、指導に努められたい。

【都市建設部 倉見拠点づくり課】

東海道新幹線新駅誘致地区周辺（倉見地区）の都市未来拠点の実現に向け、引き続き関係者、関係団体と丁寧に協議を重ねながら、着実に取り組みを進められたい。

【都市建設部 都市整備課】

寒川駅周辺の生活中心拠点である寒川駅北口地区土地区画整理事業が完了し、今後は、町の財政基盤を支える産業強化を図るとともに、地域経済活性化のため、田端西地区の早期事業完了に向けて、引き続き土地区画整理組合に対し、公共施設等の整備に係る費用に対する助成や、技術的支援に積極的に取り組まれたい。